



医薬第4022号
平成24年5月1日

岡山県医師会
岡山県歯科医師会
岡山県薬剤師会
岡山県病院協会事務局

御中

岡山県保健福祉部医薬安全課長



特定疾患治療研究事業における
医療受給者証に係る取扱いの一部変更について

特定疾患治療研究事業の実施につきましては、平素から格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、当事業における特定疾患医療受給者証の取扱いを次のとおり一部変更しますのでお知らせいたします。

なお、特定疾患医療受給者の受診がある医療機関へは別途通知を予定しておりますが、貴会員様へ広くご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 変更内容

現在は、あらかじめ特定疾患医療受給者証(以下「医療受給者証」)に記載された委託医療機関での受診のみを当事業における公費負担対象としておりますが、個々の医療機関名を医療受給者証へ記載することを省略し、認定疾患の治療を行うすべての委託医療機関での受診を公費負担対象とすることとします。(※ただし認定疾患の診療に係る医療費のみ)

2 適用年月日

平成24年6月1日から

※既に特定疾患の認定を受けている患者様の医療受給者証については、この取扱いに伴う記載内容の訂正は行わず、次回申請から記載内容を変更した医療受給者証を交付します。

3 留意事項

平成24年6月1日以降、認定疾患に係る診療を行った場合は、医療受給者証の医療機関名の記載の有無にかかわらず、その医療費について公費請求を行ってください。

従来どおり、認定疾患に係る治療以外は公費負担対象となりませんので、医療受給者証を提示された場合は、記載されている病名をご確認ください。

医療機関の皆様へ

平成24年6月1日から特定疾患医療受給者証の取扱いが変更になります。

＜変更内容＞

変更前 : 医療受給者証に個々の医療機関名をあらかじめ記載する。
(記載医療機関のみ受診可能)

平成24年6月1日から : 医療受給者証への医療機関名の記載を省略する。
(どの委託医療機関でも受診可能)
※ただし認定疾患に係る治療に限ります。

- ・既に特定疾患の認定を受けている患者様の医療受給者証については、この取扱いに伴う記載内容の訂正は行わず、次回申請から記載内容を変更した医療受給者証を交付します。
- ・従って次回の医療受給者証の更新(平成24年10月)までは、医療機関名が記載された医療受給者証により、患者様が受診されることとなりますが、平成24年6月1日以降、認定疾患に係る診療を行った場合は、医療受給者証の医療機関名の記載の有無にかかわらず、その医療費について公費請求を行ってください。
- ・従来どおり、認定疾患に係る治療以外は公費負担対象となりませんので、医療受給者証を提示された場合は、記載されている病名及び有効期間をご確認ください。

特定疾患医療受給者証(裏面) ※平成24年6月1日から順次切替え

特定疾患医療受給者証		医療機関	所在地		この証は、表記病名の治療を行う委託医療機関であれば、どちらでも使用することができます。	
公費負担者番号	5 1 3 3 6 0 1 4 (自己負担なし) 5 1 3 3 6 0 2 2 (自己負担あり)		名称			(※表記病名に係る治療に限る。)
医療受給者番号	*****	所在地				
受給者	住所	名称				
	氏名	所在地				
	生年月日	名称				
病名	○ ○ ○ ○ ※ 必ずご確認ください	保険者名	*****			
有効期間	平成24年6月1日から 平成24年9月30日まで ※ 必ずご確認ください	被保険者証 記号・番号	*****	適用区分	*	
上記のとおり証する。		月額自己負担限度額				
平成24年 6月 1日		外来	*** 円	岡山 県		
		入院	*** 円			

【本件に係るお問い合わせ先】

岡山県保健福祉部医薬安全課特定保健対策班 (086-226-7342)

平成24年5月
岡山県 医薬安全課

患者の皆様へ (重要なお知らせ)

平成24年6月から、特定疾患の治療について

どちらの医療機関でも受診していただけるようになります。

(※受給者証記載の疾患についての治療に限られます)

◎現在お持ちの受給者証について

この取扱いの変更に伴う患者さんの手続きはありません。

お手持ちの受給者証にてどちらの医療機関でも受診していただけます。(医療機関追加の届についても不要です)

◎今回の更新後(平成24年10月以降)

新しく交付する受給者証には、「どの医療機関でも受診できます」と表示します。